

チューブ鉗子 綾スジ（プロテクター） HP1015S 155mm

2024年3月作成(第2版)

医療機器届出番号 26B1X10011000005

器械器具 39 医療用鉗子
一般医療機器 鉗子 (JMDN コード 10861001)

鉗子（国産）

【禁忌・禁止】

本製品を曲げ、切削、打刻(刻印)等の二次的加工(改造)することは、折損等の原因となるので絶対に行なわないこと。

【形状・構造及び原理等】

1. 形状 代表的イラスト



2. 原材料：ステンレス鋼

3. 原理：ハンドル部の開閉操作に連動し、先端にある2本の把持部が開閉される。

【使用目的又は効果】

チューブを圧迫するために用いる。

【使用方法等】

本品は未滅菌のため、使用に際しては必ず洗浄し、下記の条件または医療機関より確認され、検証された滅菌条件において滅菌を行うこと。

滅菌方法：オートクレーブの場合

滅菌条件：条件(1) 温度121°C 時間20分以上
条件(2) 温度126°C 時間15分以上

【使用上の注意】

(1) 注意事項の厳守

・器具の正しい使用のために、注意事項を必ず守ってください。

(2) 使用者の限定

・本品は医科医療有資格者以外は使用しないこと。

(3) 使用前の注意

- ・使用の前に必ず洗浄・滅菌してください。また、器具の使用前は、点検を行ってください。
- ・本品に変形や傷、ひび等がないか、器具が正常に作動するか確認すること。常温、常湿で清潔な場所に保管してください。

(4) ステンレス鋼使用

- ・素材のステンレス鋼は、鉄に比較して錆びにくい金属ですが使用環境によっては腐食する恐れがあります。

(5) 洗浄、消毒、滅菌上の注意

- ・血液、体液、組織片等により汚染した器具は、使用後直ちに洗浄、消毒、滅菌を行ってください。汚染物質を付着したままにしておくと除去しにくくなることがあります。
- ・薬液消毒を行う際は、薬剤の添付文書に書かれた用法・容量を守ってください。薬剤の種類によっては、金属素材に影響を及ぼすことがあります。
- ・使用後は防錆洗浄液、精製水を用いて器具に付着した血液、体液、組織片を速やかに除去してください。
- ・洗浄、消毒、殺菌には精製水を使用してください。水道水を使用すると塩素イオンの影響で器具が腐食する恐れがあります。
- ・加熱滅菌器（オートクレーブ等）の乾燥温度に注意してください。高温の乾燥は器具が変質または変色するおそれがあります。
- ・洗浄、殺菌、消毒の器具は水分を除去し必ず乾燥させてから保管してください。水分が付着したまま長時間放置すると結合部に進入した水分により腐食し、結合部が剥がれるおそれがあります。
- ・滅菌済の物を貯蔵・保管するにあたっては再汚染を防ぐため清潔な場所に保管するとともに、滅菌の有効保管期間の管理をしてください。

【保管方法及び有効期間等】

常温、常湿で清潔な場所に保管すること。

【製造販売業者及び製造業者の氏名又は名称等】

製造販売業者：株式会社ホスピタルサービス

京都府京都市南区上鳥羽北塔ノ本町10番地

電話番号：075-671-2361

製造業者：株式会社エムエーコーポレーション